◎佐賀県条例第13号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例(平成24年佐賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)

- 第4条 法第21条の5の15第2項第1号 (法第21条の5の16第4項 において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次 に掲げる法人を除く。)とする。
 - (1) \sim (3) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。
- (1) \sim (9) 略
- 3 法<u>第24条の9第2項</u>(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法<u>第21条の5の15第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人(第1項各号に掲げる法人を除く。)とする。

(情緒障害児短期治療施設に係る県基準)

- 第15条 第12条第1項の規定は、県基準のうち情緒障害児短期治療 施設に係るものについて準用する。
- 2 前項に定めるもののほか、県基準のうち情緒障害児短期治療施設に係るものは、省令で定める基準とする。

改正後

(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)

- 第4条 法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>(法第21条の5の16第4項 において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次 に掲げる法人を除く。)とする。
 - (1)~(3) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。
 - (1) \sim (9) 略
- 3 法<u>第24条の9第3項</u>(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>の条例で定める者は、法人(第1項各号に掲げる法人を除く。)とする。

(児童心理治療施設に係る県基準)

- 第15条 第12条第1項の規定は、県基準のうち<u>児童心理治療施設</u>に 係るものについて準用する。
- 2 前項に定めるもののほか、県基準のうち児童心理治療施設に係るものは、省令で定める基準とする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。